

ごみの分別でよくある質問

【ごみ処理事業全般】	7
Q：細かく分別するのはどうしてですか？	7
Q：なぜ、リサイクルが必要なのか？	7
Q：なぜ、埋め立て処分量を減らさなくてはならないの？	7
Q：分別が面倒なんだけど	7
Q：燃えるごみの収集回数が地域によって異なるのは？	7
Q：小野町のごみ処理の流れはどうなっていますか？	7
Q：分別ポスターや収集日程表は、どこで手に入りますか？	8
Q：ごみ袋が有料なのはなぜですか？	8
Q：なぜ、今さら袋の色が変わるのですか？	8
Q：平成18年4月からは、家にある袋を使えなくなるのですか？	8
Q：新しい袋の色が全体的に黒くなったのは、なぜですか？	8
Q：購入済みの「燃えないごみ」「その他びん」の袋が多く残っていますが、どうすればいいですか？	8
Q：自家用の焼却炉を使用しても、かまわないのか？	9
Q：町のごみ処理政策が一貫していない。家庭用焼却炉を推奨したり、中止させたりしてきた。国の方針かもしれないが、小野町の独自策として、野焼きを認めるべきではないか？	9
Q：大人へのプラスチックの説明会もよいことですが、学校へ協力を依頼して子供たちに教え、逆に大人が子供たちから教わるのもよいことだと思うがどうか？	9
Q：アパートの住人は出入りが多く、ごみの分別などでも周知徹底ができないためトラブルの原因となっていることが多い。家主が責任を持って対応するべきだと思うが、町で家主さんを集めて説明など徹底する考えは？	9
Q：全部で何種類に分ける必要があるのか？	9
Q：ごみの分別を徹底すれば「ごみの量が減る」と説明されましたが、何故減るのですか？	10
Q：トレイやパックは、スーパーの店頭回収に出している。スーパーは、過剰包装ではないのか？	10
Q：袋の種類が多すぎて、老人などは区分が分からない。税金を上乗せするなどして、袋を1種類に減らしてはどうか？	10

Q：老人は分別が分からない。袋が大きいとなかなか集まらないので、家の周りがごみ袋だらけになってしまいます。.....	10
Q：指定袋が割高で、なおかつ分別が面倒だと、道路などへの不法投棄が増えるのではないかと.....	11
Q：指定袋が大きいと、なかなか集まらない種類もある。小さな袋を作成する予定はないのか？.....	11
【ごみ収集所】	11
Q：ごみは、どこに出せばいいですか？.....	11
Q：なぜ、出す時間が決められているの？.....	11
Q：出す時間に間に合わなかった場合は？.....	12
Q：ごみ収集所は誰が決めるのですか？.....	12
Q：収集所の管理はどうなっていますか？.....	12
Q：出し方の悪いごみはどうなりますか？.....	12
Q：収集されずに残されたごみは、どうなりますか？.....	12
Q：ごみ収集所に不法投棄されていますが、どのようにすればよいのですか？.....	12
Q：アパートや隣組に入っていない世帯の出し方が悪いのですが、どうすればいいですか？.....	12
Q：分別がきちんとされない地域があるため、番号を付けるようにしてほしい。.....	13
Q：収集所に建物を建てる場合、町の助成はあるのですか？.....	13
Q：収集所に鍵をかけているが、通りすがりの人がごみを置いていくのですが。.....	13
Q：回収しないごみ袋に貼ってあるシールについて、何が間違っているのかをわかるよう工夫してほしい。なかなかはがれないので、きちんと分けなおしたシールには、×を付けるなどできないか？.....	13
Q：市街地の収集所では、何でも回収するという話を聞いたことがあるが？...	13
Q：黄色いシールが貼られ、回収されないごみは、隣組で処理するしかないのですか？.....	14
Q：どうしても分別が悪い収集所がある。.....	14
Q：洗って出したのに2回連続で回収されなかったため、かなりの量が収集所に残されている。一度現地で説明をいただきたい。.....	14
Q：ごみ収集所にポスターを掲示したいので、配布していただきたい。.....	14
【資源ごみ 全般】	14

Q：資源ごみは、どのようにリサイクルされますか？	14
Q：キャップ（ふた）をはずすのはなぜですか？	15
Q：「資源ごみ」の中をすすぐのは、なぜですか？	15
Q：すすいだり洗ったりしても、きれいにならないものはどうするのですか？	15
Q：「缶類」「ペットボトル」は、つぶして出した方がよいのですか？	15
Q：「びん」「ペットボトル」のラベルははがして出すのですか？	15
Q：缶詰の缶やふたは、缶類じゃないの？	15
Q：化粧品のびん、油の付いたびん、薬剤のびんも「資源ごみ」として出してよいのですか？	15
Q：化粧品のびんなどは、どうして資源ごみにならないのですか？	16
Q：びんのふた（王冠やねじ式の金属製の物）は「燃えないごみ」として出してよいのですか？	16
Q：コーヒーなどのびんに付いている、口の部分の密閉フィルムは、はがして出すのですか？	16
Q：びんの色が、無色のびん、茶色のびん、その他のびんのどの区分で出してよいかわからない場合は、どうすればよいのですか？	16
Q：ペットボトルやびん類の口の部分に残るキャップの一部（リング）は、外した方がよいのですか？	16
Q：色が付いていても「ペットボトル」に出してよいのですか？	16
Q：一升瓶などが割れてしまった場合、どのようにしたらよいのですか？	16
【資源ごみ 紙類】	17
Q：紙類は、ガムテープなどでまとめて出してよいのですか？	17
Q：新聞販売店からもらえる新聞紙用の袋は、捨てるときに使ってもよいのですか？	17
Q：新聞紙のチラシは、新聞紙と一緒に出してよいのですか？	17
Q：段ボールに付いている宅配便などの伝票やガムテープはどうするのですか？	17
Q：お酒などの紙パックは内側にアルミフィルムが貼ってありますが、「資源ごみ」として出してよいのですか？	17
Q：牛乳などの紙パックを開くのは、なぜですか？	17
Q：なぜ紙類は「新聞」「雑誌」「段ボール」「ボール紙」「紙パック」のように細かく分別するのですか？	17
【資源ごみ プラスチック類】	18

- Q : 「プラスチック類」とは、どのようなものですか？..... 18
- Q : 「プラスチック類」の指定袋には記名欄がありますが、記入しないとだめですか？..... 18
- Q : 「プラスチック類」のごみは、かさばるので細かく切っても良いですか？.. 18
- Q : プラスチック製容器包装のラップに付いているシールは、はがして出さなければいけませんか？..... 18
- Q : プラマークが付いていないもので、判断に迷ったらどうすればいいですか？..... 18
- Q : 納豆の容器や歯みがきチューブなどは「プラスチック類」に該当しないのですか？..... 18
- Q : 「プラスチック類」のうち、店頭回収を行っているものは、これまでどおりスーパーなどへ出してもかまわないですか？..... 19
- Q : プラスチック製品（歯ブラシ）は、なぜ対象外なのですか？..... 19
- Q : ハンガーの上のビニールはどうすればよいですか？..... 19
- Q : プラスチックの種類（トレイやパックなど）ごとに、袋を分けないといけないのですか？..... 19
- Q : 中身が残っているプラスチック類は、回収しないのですか？..... 19
- Q : マヨネーズの容器は、洗うと再利用できるのですか？..... 19
- Q : 「プラスチック類」は、水を切って出さないといけないのですか？..... 19
- Q : パック、容器などを重ねて、袋に入れても良いですか？..... 19
- Q : 納豆の容器は「もえるごみ」だそうですが、ふたは、どうしたら良いですか？..... 20
- Q : 「プラスチック類」に汚れた物が混入していた場合、回収しないのですか？ 20
- Q : トレイは、色つきでもかまわないのですか？..... 20
- Q : レジ袋は「プラスチック類」ですか？..... 20
- Q : 発泡スチロールは、どうすれば良いですか？..... 20
- Q : 菓子のシートも良いのですか？..... 20
- Q : ポテトチップなど、裏側がアルミのプラスチックは、どうすれば良いですか？..... 21
- Q : ハイターなど、においが取れにくいものは、どうすれば良いですか？..... 21
- Q : プラスチック類は、素材ごとに分けなくてはいけませんか？..... 21
- Q : 歯ブラシなどが入っている容器の裏側（台紙）の部分は、どのようにすればよいのですか？..... 21
- Q : 汚れが落ちない「プラスチック類」は、どうすれば良いですか？..... 21

Q：プラスチック製の油のボトルは、どうすれば良いですか？	21
Q：「プラスチック類」に「もえるごみ」が混入していた場合はどうなるのですか？	21
Q：納豆の容器は、どうしたら良いですか？	22
Q：「プラスチック類」を忙しくて洗う暇が無い場合は、「もえるごみ」に出してもいいのですか？	22
Q：ポテトチップスの袋なども、すすぐのですか？	22
Q：カレールウの容器は、どうすればいいですか？	22
【燃えないごみ】	22
Q：家電リサイクル券はどこで売っていますか？	22
Q：パソコンの処分はどうすればいいですか？	22
Q：リサイクル法対象外の家電製品（ラジカセ・アイロンなど）はどうすればいいですか？	23
Q：テレビなどを直接、田村東部環境センターへ搬入できないか？郵便局でリサイクル券を買うのが面倒だ。	23
【危険ごみ】	23
Q：電球、蛍光管の出し方について教えてください。	23
Q：刃物やガラスの破片は、「危険ごみ」ですか？	23
Q：なぜ、スプレー缶に穴を開けるのですか？	23
Q：乾電池はどうしたら良いですか？	24
Q：蛍光管は長いので、袋に入るよう割ってから出すのですか？	24
【燃えるごみ】	24
Q：「燃えるごみ」の分類で、木の枝類がありますが、どうやって出したらよいでしょう。	24
Q：行政区や各種団体の奉仕作業で出た草などはどうしたらよいでしょう。	24
Q：コンビニなどで売られている、鍋焼きうどんなどのアルミ箔なべは、どの区分ですか？	24
Q：衣類に付いているファスナーなどは、どうすれば良いですか？	25
Q：生ごみを入れるのに、レジ袋を使用しても良いですか？	25
【粗大ごみ】	25
Q：田村東部環境センターで処理できる「粗大ごみ」には、どのようなものがありますか？	25

Q：田村東部環境センターで処理できない「粗大ごみ」には、どのようなものがありますか？.....	25
Q：トラックなどの運搬手段がないのですが、どうすればよいでしょうか？...	25
Q：電気毛布は、どうすれば良いですか？.....	25
Q：ガスコンロも、分解して袋に入れて良いのか？.....	25
Q：農業用ビニールは、どうすれば良いですか？.....	26
【その他】	26
Q：灯油やガスボンベの残りは、どうすれば良いですか？.....	26
Q：生ごみ処理機の補助制度はありますか？.....	26
Q：近所でごみを燃やす人がいるのですが？.....	26

【ごみ処理事業全般】

Q：細かく分別するのはどうしてですか？

A：リサイクル（再資源化）を推進し、埋め立て処分する量を減らすためです。

Q：なぜ、リサイクルが必要なのか？

A：現在の日本は、資源の多くを外国に依存しています。原材料に国外の影響を受けるだけでなく、これまでの使い捨ては資源の枯渇を早めることとなります。使えるものは何度でも使用し、資源を有効に活用するため、リサイクルが必要なのです。

Q：なぜ、埋め立て処分量を減らさなくてはならないの？

A：焼却灰などを埋め立てる最終処分場は、容易に設置できるものではありません。必要な施設ですが近くにあると困るという性質がありますので、計画から完成まで永い年月がかかります。今ある処分場を永く活用し、新たな処分場をできるだけ建設しないためにも、ごみの減量化が必要なのです。

Q：分別が面倒なんだけど

A：例えば、あなたの家の脇に最終処分場が建設されるとしたらどう思いますか？ごみを分別しリサイクルを促進することが、最終処分場を増やさない第一歩となります。お手数をおかけしますが、ご協力をお願いします。

Q：燃えるごみの収集回数が地域によって異なるのは？

A：ごみ収集所の数や世帯数によって、収集地域は4つに別れています。世帯数が多い地域は当然、排出量も多くなるため週2回収集を行っています。収集回数を増やすと、回収業者への委託料も増えることとなりますので、ご理解をお願いします。

Q：小野町のごみ処理の流れはどうなっていますか？

A：収集所に出されたごみは、委託業者が回収し、田村市滝根町にある「田村東部環境センター」で中間処理（焼却、資源選別な

ど）されます。焼却灰などは、小野町大字南田原井地内の「小野ウェイトパーク一般廃棄物最終処分場」に埋め立て処分されます。

Q：分別ポスターや収集日程表は、どこで手に入りますか？

A：役場窓口に備え付けてありますので、お住まいの地区をお申し出ください。なお、ホームページにも日程表と分別の概要を掲載しています。

Q：ごみ袋が有料なのはなぜですか？

A：都市部では無料で回収する自治体もありますが、小野町では指定袋の売り上げの一部が、ごみ処理費用に充てられています。ごみ減量化を促進するだけでなく、多く出す方には多くの費用負担をしてもらおう「受益者負担」という考え方です。

Q：なぜ、今さら袋の色が変わるのですか？

A：田村市と共同で指定袋を作成するためです。原油価格が高値で推移していますが、共同で作成することにより、製造価格を抑え販売価格を当面維持できるメリットがあります。なお、将来的には、田村地域で袋や分別方法を統一する計画です。

Q：平成18年4月からは、家にある袋を使えなくなるのですか？

A：いいえ、これまでどおりの区分でお使いいただけます。また、当面は店頭でも在庫品が陳列されますので、新たにお買い求めの際に、ご確認ください。

Q：新しい袋の色が全体的に黒くなったのは、なぜですか？

A：袋の原料にプラスチック類のリサイクル素材を使用しているからです。強度に問題はありません。

Q：購入済みの「燃えないごみ」「その他びん」の袋が多く残っていますが、どうすればいいですか？

A：在庫があるうちは、袋に表示されている従来の区分でご使用いただけます。ただし、「白色トレイ」は「プラスチック類」に分別してください。

Q：自家用の焼却炉を使用しても、かまわないのか？

A：現在の法律では、家庭でのごみ焼却が禁止されています。家庭用焼却炉を使用すると、ダイオキシン類の発生も予想されますので、「もえるごみ」として出してください。

Q：町のごみ処理政策が一貫していない。家庭用焼却炉を推奨したり、中止させたりしてきた。国の方針かもしれないが、小野町の独自策として、野焼きを認めるべきではないか？

A：確かに、家庭用焼却炉に関しては、みなさんにご迷惑をおかけしました。しかし、野焼きは人体に悪影響がありますので、絶対にやらないでください。最近では、プラスチックや複合素材の普及により、燃やすことで有害物質が発生する物が身の回りにあふれています。

Q：大人へのプラスチックの説明会もよいことですが、学校へ協力を依頼して子供たちに教え、逆に大人が子供たちから教わるのもよいことだと思うがどうか？

A：大変すばらしいことだと思います。検討させていただきたいと思います。

Q：アパートの住人は出入りが多く、ごみの分別などでも周知徹底ができないためトラブルの原因となっていることが多い。家主が責任を持って対応すべきだと思うが、町で家主さんを集めて説明など徹底する考えは？

A：アパートについては、家主さんに責任を持ってもらうのが当然だと考えています。今後、家主さんへの説明など検討していきたいと考えています。

Q：全部で何種類に分ける必要があるのか？

A：「もえるごみ」「もえないごみ」「缶類」「無色びん」「茶色びん」「その他のびん」「ペットボトル」「プラスチック類」「紙類」「危険ごみ」の10種類になります。

Q：ごみの分別を徹底すれば「ごみの量が減る」と説明されましたが、何故減るのですか？

A：缶類、びん類、ペットボトル、プラスチック類、紙類など資源として利用できるもので、「ごみ进行处理する量」が減ることになります。

Q：トレイやパックは、スーパーの店頭回収に出している。スーパーは、過剰包装ではないのか？

A：容器包装リサイクル法により、小売店もリサイクルを推進しています。

過剰包装との意見もありましたが、包装していない物も置いてあります。消費者には、包装の有無を選択するという大切な判断が求められています。包装が無いものを買うようになれば、自然と店頭から過剰包装が無くなるのではないのでしょうか。ごみが増えた背景には、価格や便利さで安易に商品を選択していた消費者の責任もあるのではないのでしょうか。

Q：袋の種類が多すぎて、老人などは区別が分からない。税金を上乗せするなどして、袋を1種類に減らしてはどうか？

A：ごみ処理費用は、受益者負担の考え方に基づいて頂いております。税金を上乗せしたり、安易に税から支出すると、ごみ減量化に協力している方が損をしてしまいます。指定袋を購入してもらう背景には、ごみの排出量を減らす目的もありますので、ご理解をお願いします。

Q：老人は分別が分からない。袋が大きいとなかなか集まらないので、家の周りがごみ袋だらけになってします。

A：確かに、少子高齢化の影響もあってか、老人世帯が増加傾向にあります。しかし、ごみは単独世帯で集めて出さなければならない、というものではありません。地域の助け合いにより、隣組で袋の担当を分けて置いてみるといった事はどうでしょう

か？1戸あたりの袋も減りますし、お互いに行き来することにより、老人世帯の安否確認もできます。「地域のことは、地域で考える」時代になっているのではないのでしょうか。

Q：指定袋が割高で、なおかつ分別が面倒だと、道路などへの不法投棄が増えるのではないかと？

A：確かに、道路沿いには空き缶などのポイ捨てが目立ちます。しかし、空き缶なども貴重な資源であり、地域の清掃を兼ねて集めれば、立派な収入源にもなります。町では、再資源化物回収協力団体制度を設け、地域の活動を支援しています。回収団体として登録をすれば、わずかですが報奨金が出ますので、ぜひご活用ください。

Q：指定袋が大きいと、なかなか集まらない種類もある。小さな袋を作成する予定はないのか？

A：はい、小さな指定袋を作成する予定はありません。半分の大きさの袋を作成したからといって、価格が半額になるとは限りませんし、かえって割高になってしまいます。また、びん類にしても、生活形態によって多く出る区分が異なりますので、逆に大きな袋を作ってほしいとの要望もあります。指定袋については、当面このまままで進めますので、ご理解をお願いします。

【ごみ収集所】

Q：ごみは、どこに出せばいいですか？

A：お住まいの地域で指定されている、ごみ収集所に出してください。ごみ収集所は隣組などにより管理されていますので、組長など代表者にお問い合わせください。

Q：なぜ、出す時間が決められているの？

A：カラスなどの被害を抑えるためです。前日からごみを出すと、カラスや猫などが、生ごみを荒らすことがあります。ごみは指定日の朝、8時30分までに出してください。

Q：出す時間に間に合わなかった場合は？

A：収集車の回収に間に合わなかったごみは、収集所に置き去りにされます。残されたごみは出した方が責任を持って持ち帰り、次の収集日の朝、8時30分までに出してください。

Q：ごみ収集所は誰が決めるのですか？

A：ごみの収集所は利用者の皆さんが相談して決めてください。移設や廃止などが決まりましたら、役場にご連絡ください。

Q：収集所の管理はどうなっていますか？

A：収集所は、使用しているみなさんで管理してください。

Q：出し方の悪いごみはどうなりますか？

（例：指定袋を使用していないもの、分別が間違っているものなど）

A：収集しませんので、ご注意ください。なお、収集されないごみ袋には、理由を記載したシールを貼りますので、正しい分別方法で出し直してください。

Q：収集されずに残されたごみは、どうなりますか？

A：正しい分別方法で出されるまで収集しません。出した方は、責任を持って持ち帰ってください。

Q：ごみ収集所に不法投棄されていますが、どのようにすればよいのですか？

A：ごみ収集所については、使用しているみなさんに管理をお願いしています。不法投棄が後を絶たない場合などは、場所を変えるなど使用者で自衛策を協議してください。なお、場所を変える場合は、役場にご連絡ください。

Q：アパートや隣組に入っていない世帯の出し方が悪いのですが、どうすればいいですか？

A：ごみ収集所への出し方については、使用しているみなさんで協議してください。アパートなどの集合住宅については、別途収

集所を設置することも可能ですので、大家さんとも協議してください。

Q：分別がきちんとされない地域があるため、番号を付けるようにしてほしい。

A：「プラスチック類」の袋には名前を書く欄がありますが、プライバシーの問題があるため、町から記入を指導することはできません。地域によっては、独自の番号や電話番号を記入している場所もあります。分別が悪いケースがあれば、職員が収集所に訪問して現物で説明することもできます。

Q：収集所に建物を建てる場合、町の助成はあるのですか？

A：いいえ、小野町では収集所に助成する制度はありません。

Q：収集所に鍵をかけているが、通りすがりの人がごみを置いていくのですが。

A：幹線道路沿いの収集所には、そういった問題があると伺っています。これまでの経過から、幹線道路から少し離れた位置に収集所を移設することによって、投棄が無くなる実態がありますので、地域で検討してみてください。

Q：回収しないごみ袋に貼ってあるシールについて、何が間違っているのかをわかるよう工夫してほしい。なかなかはがれないので、きちんと分けなおしたシールには、×を付けるなどできないか？

A：シールには何が悪いのか記入する部分があるので、田村東部環境センターとも協議して収集する業者へきちんと書くよう指導を徹底したいと考えています。また、シールを一度貼るとはがれにくく、再度分別をしても袋がそのままでは回収されないこともあるので、検討していきたいと考えています。

Q：市街地の収集所では、何でも回収するという話を聞いたことがあるが？

A：いいえ、市街地でも分別の悪いごみは回収していません。市街地では収集所に建物が無いため、残されたごみが目につきや

すくなっています。人目につくことにより、回収されないごみを出した人は、即座に持ち帰る体制になっています。

Q：黄色いシールが貼られ、回収されないごみは、隣組で処理するしかないのですか？

A：収集所は、利用者みなさんに管理をお願いしているもので、町が指定しているものではありません。便宜上、みなさんから収集所として申請された場所へ回収に行く体制になっています。黄色いシールには、回収しない理由が書いてありますので、みなさんで対応をお願いします。

Q：どうしても分別が悪い収集所がある。

A：分別の説明は何度でも実施しますので、地域でより良い方向へ進めてください。分別については、きちんとできる人とできない人が出ないように、始めから厳しく説明した経過があります。これは、収集所に出すだけでなく、最終処分まで理解していただくためです。なお、未回収品が多い場合は、収集所で説明会を開催し、利用者で集まって再度、分別していただいています。また、組長に任せるだけでなく、各世帯当番制で収集所の掃除をすることも、効果があるようです。

Q：洗って出したのに2回連続で回収されなかったため、かなりの量が収集所に残されている。一度現地で説明をいただきたい。

A：収集所ごとの説明会は、随時お受けしています。区長を通じて役場にお申し込みください。

Q：ごみ収集所にポスターを掲示したいので、配布していただきたい。

A：各世帯のほか、収集所の数を上乗せして配布します。

【資源ごみ 全般】

Q：資源ごみは、どのようにリサイクルされますか？

A：びん類、缶類、ペットボトル、紙類は、リサイクル業者に引き渡され再製品化されます。プラスチック類は、田村西部環境センターの燃料として使用されます。

Q：キャップ（ふた）をはずすのはなぜですか？

A：キャップが付いていると、圧縮する際に支障が出ます。また、中身が残っていると適切にリサイクルできないため、キャップをはずすようになっています。

Q：「資源ごみ」の中をすすぐのは、なぜですか？

A：引き渡しまでの間、田村東部環境センターで一時保管しますので、ごみから発生する虫やにおいを抑えるためです。

Q：すすいだり洗ったりしても、きれいにならないものはどうするのですか？

A：あまりに汚れがひどいものは「燃えるごみ」「燃えないごみ」として出してください。

Q：「缶類」「ペットボトル」は、つぶして出した方がよいのですか？

A：どちらでも結構です。

Q：「びん」「ペットボトル」のラベルははがして出すのですか？

A：びんに貼り付けられた紙ラベルは、はがさなくて結構です。ただし、ペットボトルなどに付いているプラスチック製のラベルは、分別してください。

Q：缶詰の缶やふたは、缶類じゃないの？

A：缶詰類は、すすいでも汚れが取れにくいため「燃えないごみ」として出してください。きれいに洗った物でも、「燃えないごみ」として出してください。

Q：化粧品のびん、油の付いたびん、薬剤のびんも「資源ごみ」として出してよいのですか？

A：「資源ごみ」の「びん」に該当するのは、食品用のびんで油が付いていない物だけです。化粧品のびんや薬剤のびんは「燃えないごみ」として出してください。きれいに洗った物でも、「燃えないごみ」として出してください。

Q：化粧品のびんなどは、どうして資源ごみにならないのですか？

A：飲料用のびんとは、材質が異なるためです。また、耐熱用ガラスも特殊な加工が加えてあるため、一緒にリサイクルする事ができません。

Q：びんのふた（王冠やねじ式の金属製の物）は「燃えないごみ」として出してよいですか？

A：そのとおり「燃えないごみ」として出してください。なお、コルク栓は燃えますので「燃えるごみ」として出してください。

Q：コーヒーなどのびんに付いている、口の部分の密閉フィルムは、はがして出すのですか？

A：きれいにはがして、出してください。

Q：びんの色が、無色のびん、茶色のびん、その他のびんのどの区分で出してよいかわからない場合は、どうすればよいですか？

A：色の判断ができない場合は、「その他のびん」で出してください。最近では、すりガラスなどの装飾が施されたびんもありますが、口の部分を見ると色の区別が付きやすいです。

Q：ペットボトルやびん類の口の部分に残るキャップの一部（リング）は、外した方がよいのですか？

A：そのまま出していただいて結構です。

Q：色が付いていても「ペットボトル」に出してよいのですか？

A：容器に三角形の記号で「ペット1」と表示されているものは、かまいません。

Q：一升瓶などが割れてしまった場合、どのようにしたら良いですか？

A：割れてしまったびんは、「もえないごみ」に出してください。

【資源ごみ 紙類】

Q：紙類は、ガムテープなどでまとめて出してよいのですか？

A：リサイクル工程で支障がありますので、ひもなどで十字に束ねて出してください。

Q：新聞販売店からもらえる新聞紙用の袋は、捨てるときに使ってもよいのですか？

A：使用しても結構ですが、ひもで束ねる必要があります。なお、新聞販売店以外の袋を使用している場合は、収集しませんのでご注意願います。

Q：新聞紙のチラシは、新聞紙と一緒に出してよいのですか？

A：一緒に出していただいて結構です。

Q：段ボールに付いている宅配便などの伝票やガムテープはどうするのですか？

A：段ボールリサイクルの妨げになりますので、宅配便などの伝票やガムテープは、はがして「燃えるごみ」に出してください。

Q：お酒などの紙パックは内側にアルミフィルムが貼ってありますが、「資源ごみ」として出してよいのですか？

A：アルミフィルムが貼ってある紙パックは「燃えるごみ」に出してください。

Q：牛乳などの紙パックを開くのは、なぜですか？

A：カビが生えたりしないよう、乾かすためです。

Q：なぜ紙類は「新聞」「雑誌」「段ボール」「ボール紙」「紙パック」のように細かく分別するのですか？

A：リサイクルの工程や用途が違うためです。

【資源ごみ プラスチック類】

Q：「プラスチック類」とは、どのようなものですか？

A：容器や包装などに使われているプラスチック類で、四角い矢印のプラマークが付いているものが対象です。ただし、汚れがひどいものは、「燃えるごみ」に出してください。

Q：「プラスチック類」の指定袋には記名欄がありますが、記入しないとだめですか？

A：小野町では氏名が記入されていなくても回収します。田村市では氏名を記入する必要があるため、印字されているものです。

Q：「プラスチック類」のごみは、かさばるので細かく切っても良いですか？

A：細かく切っても結構です。「プラスチック類」は燃料として使用されるため、最終的には田村西部環境センターで破砕されます。

Q：プラスチック製容器包装のラップに付いているシールは、はがして出さなければいけませんか？

A：簡単にはがれるものは、はがしてください。はがすのが困難な場合は、付いたままでもかまいません。

Q：プラマークが付いていないもので、判断に迷ったらどうすればいいですか？

A：プラスチック製容器包装の対象にならないものには、プラマークは付いていません。ただし、対象になるものでも、商品のパッケージなどにまとめて書かれていて、個々にマークが付いていない場合（例：ペットボトルのキャップはラベルにまとめて表示されています）もありますので、確認してください。

Q：納豆の容器や歯みがきチューブなどは「プラスチック類」に該当しないのですか？

A：汚れが落ちにくいため、「燃えるごみ」に出してください。

Q：「プラスチック類」のうち、店頭回収を行っているものは、これまでどおりスーパーなどへ出してもかまわないですか？

A：結果的にはごみ減量化・リサイクルにつながりますので、かまいません。買い物ついでに利用してください。

Q：プラスチック製品（歯ブラシ）は、なぜ対象外なのですか？

A：容器包装リサイクル法に基づき、分別収集を実施するためです。対象物をわかりやすく、プラマークで区別できるようにするためです。

Q：ハンガーの上のビニールはどうすればよいですか？

A：プラマークが付いているビニール類は、「プラスチック類」に出せます。

Q：プラスチックの種類（トレイやパックなど）ごとに、袋を分けないといけないのですか？

A：いいえ、プラマークが付いている物であれば、一つの袋にまとめて出せます。

Q：中身が残っているプラスチック類は、回収しないのですか？

A：はい、中身が残っている物は、回収しません。中身が残っているともったいないので、必ず中身を使い切り、汚れを落としてから出してください。

Q：マヨネーズの容器は、洗うと再利用できるのですか？

A：はい、ハサミで切るなどして中を洗えば、「プラスチック類」に出せます。

Q：「プラスチック類」は、水を切って出さないといけないのですか？

A：はい、「プラスチック類」などを洗った場合は、水を切ってから袋に入れてください。夕食後の皿洗い時などに一緒に洗って、翌朝まで一晩、水を切っておくと手間がかかりません。

Q：パック、容器などを重ねて、袋に入れても良いのですか？

A：プラスチック類は、重ねて入れても潰しても結構です。重ねたり潰したりすることで、袋の節約にもなります。

Q：納豆の容器は「もえるごみ」だそうですが、ふたは、どうしたら良いですか？

A：納豆のふたにはミシン線が入っています。汚れる前に切り離して、「プラスチック類」に出してください。

Q：「プラスチック類」に汚れた物が混入していた場合、回収しないのですか？

A：異常に汚れている場合や、汁が出ている場合などを除き、ある程度の汚れは判断できませんので、回収します。ですが、汚れはできるだけ取り除いて出してください。

Q：トレイは、色つきでもかまわないのですか？

A：はい、プラマークが付いているものでしたら、色つきでもかまいません。これまで個別に収集していた「白色トレイ」も、「プラスチック類」で出してください。

Q：レジ袋は「プラスチック類」ですか？

A：はい、レジ袋は「プラスチック類」になります。ですが、レジ袋の中にごみを入れると中身が見えなくなってしまうため、レジ袋には、物を入れないで「プラスチック類」に出してください。

Q：発泡スチロールは、どうすれば良いですか？

A：発泡スチロールは「プラスチック類」になります。そのまま袋に入れると、かさ張りますので、割って入れてもかまいません。

Q：薬のシートも良いのですか？

A：錠剤が包まれているくぼみシートは、「プラスチック類」で出せます。最近の錠剤の包装には、プラマークが付いています。

Q：ポテトチップなど、裏側がアルミのプラスチックは、どうすれば良いですか？

A：アルミなどが使用されていても、プラマークが付いているものは、「プラスチック類」に出してください。

Q：ライターなど、においが取れにくいものは、どうすれば良いですか？

A：においはなかなか取れませんので、汚れをしっかりと落として「プラスチック類」に出してください。

Q：プラスチック類は、素材ごとに分けなくてははいけませんか？

A：いいえ、プラマークが付いているものは、一緒に「プラスチック類」に出してください。

Q：歯ブラシなどが入っている容器の裏側（台紙）の部分は、どのようにすればよいですか？

A：以前は紙製の物が主流でしたが、プラスチック製の物も多くなっています。マークを確認して、紙なら「もえるごみ」プラスチック製なら「プラスチック類」に出してください。

Q：汚れが落ちない「プラスチック類」は、どうすれば良いですか？

A：汚れが落ちない「プラスチック類」については、「もえるごみ」に出してください。なお、汚れを落とせば、「プラスチック類」に出せます。

Q：プラスチック製の油のボトルは、どうすれば良いですか？

A：食器洗いの後などに、残った洗剤ですすぐ程度で結構です。あまりに油が落ちない物は、「もえるごみ」に出してください。

Q：「プラスチック類」に「もえるごみ」が混入していた場合はどうなるのですか？

A：生ごみなどが混入している場合は、回収しません。再利用に支障が出ますので、きちんと分別して出してください。

Q：納豆の容器は、どうしたら良いですか？

A：汚れが落ちにくいので、「もえるごみ」に出してください。

Q：「プラスチック類」を忙しくて洗う暇が無い場合は、「もえるごみ」に出してもいいのですか？

A：汚れが落ちないものは「もえるごみ」で出していただいても結構です。ですが、汚れが落とせる「プラスチック類」を「もえるごみ」で出すことは、結果的に税金からの支出を増やしてしまうこととなりますので、できるだけ汚れを落として「プラスチック類」に出してください。

Q：ポテトチップスの袋なども、すすぐのですか？

A：中身を出し切ってしまえば、「プラスチック類」に出せます。

Q：カレールウの容器は、どうすればいいですか？

A：汚れを落とせば、「プラスチック類」に出せますが、汚れが落ちにくい物は「もえるごみ」に出してください。

【燃えないごみ】

Q：家電リサイクル券はどこで売っていますか？

A：郵便局で取り扱っています。

料金・排出方法は次のとおりです（金額は1台当たりの料金です）。

①リサイクル券を郵便局で購入します。

テレビ 2,700円（税別。ほかに振込手数料70円）

冷蔵庫 4,600円（税別。ほかに振込手数料70円）

洗濯機 2,400円（税別。ほかに振込手数料70円）

エアコン 3,500円（税別。ほかに振込手数料70円）

②リサイクル券に必要事項を記入し、家電品と一緒に田村東部環境センターに持ち込みます。

③田村東部環境センターで、運搬料金1,300円を支払います。

※このほか、販売店に依頼して処分する方法もあります。

Q：パソコンの処分はどうすればいいですか？

A：パソコンリサイクル法により、メーカーによる収集・リサイクルが義務付けられていますので、各メーカーにお問い合わせください。なお、交換部品や周辺機器は「燃えないごみ」に出してください。

Q：リサイクル法対象外の家電製品（ラジカセ・アイロンなど）はどうすればいいですか？

A：「燃えないごみ」の袋に入れて出してください。袋に入らないものは直接田村東部環境センターへ搬入してください。

Q：テレビなどを直接、田村東部環境センターへ搬入できないか？郵便局でリサイクル券を買うのが面倒だ。

A：テレビや冷蔵庫などは、家電リサイクル法によりリサイクル券の購入が義務づけられています。田村東部環境センターに搬入する以外にも、販売店などで処理できる場所がありますので、ご相談ください。

【危険ごみ】

Q：電球、蛍光灯の出し方について教えてください。

A：蛍光灯は中に水銀が含まれているため、「危険ごみ」に分類されます。交換する際に購入した蛍光灯の箱に入れ、「燃えないごみ」の袋に入れて出してください。なお、電球は「燃えないごみ」になりますので、他の「燃えないごみ」と一緒に出すことができます。

Q：刃物やガラスの破片は、「危険ごみ」ですか？

A：「危険ごみ」は、電池や蛍光灯など「人体に有害な物質が含まれているもの」やスプレー缶、ライターなど「爆発危険性のあるもの」です。包丁やガラスの破片などは新聞紙などで包んで「燃えないごみ」に出してください。

Q：なぜ、スプレー缶に穴を開けるのですか？

A：スプレー缶にガスが残っていると、爆発や火災の原因となるためです。収集車が燃える事故も起きていますので、必ず中身を使い切ってから、穴を開けて出してください。なお、防水スプレーなどは中毒事故の原因にもなりますので、中身を放出する場合は、必ず屋外で行ってください。

Q：乾電池はどうしたら良いですか？

A：蛍光管やスプレー缶などと一緒に「危険ごみ」として出してください。

Q：蛍光管は長いので、袋に入るよう割ってから出すのですか？

A：いいえ、蛍光管には水銀などの有害物質が含まれていますので、割らないで購入時の箱に入れから、「危険ごみ」の指定袋に入れて出してください。なお、長い蛍光管は、袋からはみ出てもかまいません。

【燃えるごみ】

Q：「燃えるごみ」の分類で、木の枝類がありますが、どうやって出したらよいでしょう。

A：木の枝などは、長さ60cm以内、直径10cm以内に切って「燃えるごみ」の指定袋に入れてください。

Q：行政区や各種団体の奉仕作業で出た草などはどうしたらよいでしょう。

A：少量であれば、枯らしてから「燃えるごみ」の指定袋に入れて出してください。なお、田村東部環境センターでは、大量の草を焼却できません。それぞれの団体に、保管場所を確保して処分してください。

Q：コンビニなどで売られている、鍋焼きうどんなどのアルミ箔なべは、どの区分ですか？

A：アルミ箔は「燃えるごみ」です。

Q：衣類に付いているファスナーなどは、どうすれば良いですか？

A：衣類などは、そのまま「もえるごみ」に出してください。

Q：生ごみを入れるのに、レジ袋を使用しても良いですか？

A：はい、レジ袋に入れて「もえるごみ」に出して結構です。生ごみは、水をよく切ってから出してください。

【粗大ごみ】

Q：田村東部環境センターで処理できる「粗大ごみ」には、どのようなものがありますか？

A：バッテリーやタイヤ、ホイール、自転車、家具、消火器、布団類、農業用ビニールなどは持ち込みが可能です。

Q：田村東部環境センターで処理できない「粗大ごみ」には、どのようなものがありますか？

A：スプリング付きマットレス、バイク、農機類、ガスボンベ、ドラム缶、自動車部品などです。これらについては、専門業者または製品販売店にご相談ください。

Q：トラックなどの運搬手段がないのですが、どうすればよいでしょうか？

A：分別ポスターの下部に記載してある「一般廃棄物収集運搬許可業者」が、有料で運搬しますので、許可業者にご相談ください

Q：電気毛布は、どうすれば良いですか？

A：コードと毛布を分離すれば、「もえるごみ」「もえないごみ」で出せますが、手間がかかりますし、怪我をする恐れがありますので「粗大ごみ」として田村東部環境センターに搬入してください。

Q：ガスコンロも、分解して袋に入れて良いのか？

A：台所用のガスコンロは「粗大ごみ」です。

Q：農業用ビニールは、どうすれば良いですか？

A：これまでどおり、田村東部環境センターに持ち込んでください。
農業用ビニールは産業廃棄物であるため、裁断してあっても
「プラスチック類」として回収はしません。

【その他】

Q：灯油やガスボンベの残りは、どうすれば良いですか？

A：それぞれ、販売店にご相談ください。

Q：生ごみ処理機の補助制度はありますか？

A：小野町では、生ごみ処理機の補助制度はありません。他市町村
の販売店などで購入される場合は、店員の説明にご注意くださ
い。

Q：近所でごみを燃やす人がいるのですが？

A：たとえ自宅であっても、ごみを燃やすことは法律で禁止されて
います。役場や警察にご相談ください。